



❖ 学生生活サポート

安心して充実した学生生活が送れるよう、きめ細かな支援体制を設けています。

◆暮らしのケアも万全

学生総合支援室

学生総合支援室には、『なんでも相談』『障害学生支援』『キャンパス・ハラスメント相談』の3つの窓口が設置されています。『なんでも相談窓口』では、カウンセラーが学生生活上の学業、友人関係、進路等のさまざまな悩みの相談に応じています。『障害学生支援窓口』では、福祉の専門家であるキャンパス・ソーシャルワーカーが、障害のある学生の修学を中心とした学生生活上の相談に応じています。学生本人の状態やニーズ等を、対話を通して把握しながら、それに応じた授業や試験等での配慮内容及び学内環境整備等について検討し、その他の関係部署、学外の関係者(保護者や病院等の関係機関)が一体となって支援にあたることを目指しています。

アドバイザー制度

学科の専任教員がアドバイザーとして当該学科10~20名前後の学生一人ひとりを担当し、学習のこと、進路、課外活動、健康、人間関係の悩みなど、学生生活全般にわたりて相談に応じ、助言や指導を行います。

学生の保険加入

本学では、すべての学生の皆さんのが安心して勉学・課外活動等に励むことができるよう、「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。この保険は、大学での教育研究活動中や通学中に学生本人が被った傷害に対し、保険金が支払われるものです。また、特に学外での実習やインターンシップ等が必須となる学生については、他人にけがをさせたり他人の財物を壊したりしたときに備えて、損害賠償責任保険にも加入しています。

◆奨学金制度も充実

奨学金制度

人物・学業とも優秀で経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学金を貸与または給付する制度があります。本学独自の奨学金の他に、日本学生支援機構、交通遺児育英会、あしなが育英会、地方自治体等の奨学金があります。

本学独自の奨学金制度

本学には、学業成績及び人物ともに優秀な学生に対して奨学金を給付する一般奨学生制度があります。応募者の中から前年度の学業成績等を基に選考が行われます。採用数は若干名です。期間は1年間で、年間授業料の半額に相当する額が支給されます。なお、奨学金の選考対象者は、大学の場合2年次から4年次まで、短期大学部の場合2年次のみで、毎年応募することができます。